相生市手話言語条例（案）

前文

言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきました。手話もまた、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現するために必要な言語として受け継がれてきました。

しかしながら、手話は、長い間言語として認められず、使用できる環境が整備されてこなかったことから、手話を必要とする方は、多くの不便や不安を感じながら生活をしてきました。

このような中、平成１８年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約及び平成２３年に改正された障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）において、手話が言語として位置付けられたことから、手話への理解を促進し、誰もが手話による情報取得及び意思疎通ができる環境を整備していくことが求められています。

ここに、市民が、手話が言語であることを認識し、手話の理解と広がりをもって地域で支え合い、誰もが安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指し、この条例を制定します。

（目的）

第１条　この条例は、手話への理解促進及び普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的事項を定めることにより、すべての市民が相互に人格及び個性を尊重することのできる地域共生社会の実現を目的とする。

（基本理念）

第２条　手話の理解及び普及は、手話を必要とする者が、手話を言語として意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利が尊重されることを基本として行わなければならない。

（市の責務）

第３条　市は、前条に規定する基本理念に基づき、手話への理解促進及び普及を図り、手話を必要とする者が手話を使用しやすい環境を整備するため、必要な施策を推進するものとする。

（市民の役割）

第４条　市民は、基本理念に対する理解を深め、手話の普及及び利用の促進に関して市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

　（事業者の役割）

第５条　事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話の普及及び利用の促進に関して市が推進する施策に協力するよう努めるとともに、手話を必要とする者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境整備に努めるものとする。

（施策の推進）

第６条　市は、次に掲げる施策を計画的に推進するものとする。

（1）手話に対する理解及び手話の普及を図るための施策

（2）手話による情報取得の機会の拡大のための施策

（3）手話通訳者の確保及び養成に関する施策

（4）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

２　市長は、前項各号に規定する施策の推進に当たっては、聴覚障害者、手話通訳者その他関係者の意見を聴くための協議の場を設けるものとする。

（委任）

第７条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成　　年　　月　　日から施行する。